

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2. 内容

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成23年10月～ 法人内での検討開始
- 平成24年 4月～ 管理職への研修及び職員への周知
- 平成24年10月～ ノー残業デーの実施

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成23年10月～ 法人内での検討開始
- 平成24年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成24年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 平成25年 4月～ 誕生日や記念日などに有給休暇を取得する休暇制度の導入

目標3：職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修を実施する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 職員への意識調査
- 平成23年10月～ 管理職への研修及び職員への周知

子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標4：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等を周知する。

<対策>

- 平成23年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成23年10月～ 周知用パンフレットの作成
- 平成24年10月～ 職員に配布

目標 5 : 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成 23 年 4 月～ 就業規則に規定されている特別休暇の周知

目標 6 : 子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度を導入する。

<対策>

- 平成 23 年 4 月～ 法人内での検討開始
- 平成 23 年 10 月～ 制度の導入及び職員への周知

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、能力を十分に発揮できるよう働きやすい職場環境を作るため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2. 内容

目標 両立支援のための雇用環境の整備

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 平成23年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成23年10月～ 周知用パンフレットの作成
- 平成24年10月～ 職員に配布